

市民アクセスの地平（下）

——失われた表現とコミュニケーションの回復を求めて——

津田 正夫*

日本では総合的なコミュニケーション政策が存在しない中で、放送・電波資源は、政府や巨大通信・放送企業、デジタル革命に新たに参入するビッグ・ビジネスに握られてきた。さらに近年、グローバリズムがコミュニティ生活圏や文化的空間を破壊しようとしている。市民によるパブリック・フォーラムへのアクセスの権利とフォーラム再構築が大切な課題といえるが、中でも放送に対する現代のパブリック・アクセス権はどのようにして形成され、現在どこまで実現してきたのかを検証する。具体的には、第1にパブリック・アクセスに関する歴史段階を整理し、第2にもっとも多様で示唆に富むカナダのアクセスモデルを検討する。第3にこれらに関する研究が何を明らかにしたのかの検証、第4に日本での諸課題の検討をすすめて、最後に言論・表現の当事者性について考察する。

キーワード：パブリック・アクセス・チャンネル、アクセス権、メディア研究、市民メディア、コミュニケーション政策、公共圏、当事者の表現

目次

(以上、41巻4号)

(上)

1. 市民アクセス／市民メディアの何が問題か
2. 市民アクセスの歴史と現段階
3. カナダのパブリック・アクセス制度のリアリティ

(以上、40巻3号)

(中)

4. アクセス権論の地平～実践的研究と理論的研究～
 - (1)メディア研究の枠組み～市民概念の不在～
 - (2)アクセス権論と参加理論
5. 日本の市民放送の地平と課題
 - (1)「市民メディア」「市民放送」とは何か
 - (2)市民メディアの社会的地平3層の構造
 - (3)市民のメディア参加に関する実証研究と評価
 - (4)市民制作の現場での課題
 - (5)市民メディア成立の基本的課題

6. 当事者の表現、コミュニケーションの回復

- (1)当事者の表現を考える
 - i 地域コミュニティでの作品から
 - ii 対抗的公共圏としての当事者メディア
- (2)代理者メディアと当事者メディアの表現文化
 - i 放送における公共性の矮小化
 - ii マスメディアと市民メディアにおける表現の補完性
- (3)コミュニケーションと関係の回復

(以上、本号)

この小論の(上)では、パブリック・アクセスに関するこれまでの歴史段階を整理し、各地のケースから最も多様で示唆に富む制度をもつカナダの実態と課題を、実現可能な先進的モデルとして検討した。また(中)では、第1に

* 立命館大学産業社会学部教授

「放送公共圏」への市民アクセスに関する実証研究と理論研究によって、何がどこまで明らかになったのかを検討したうえで、第2に市民メディアの社会的地平と構造を、第3に市民のメディア参加に関する実証研究と評価を概観した。そして第4に市民制作の現場での現実的な諸課題、第5に市民メディアが成立する上での基本的政策課題を考察した。この小論（下）では、現状での対抗的公共圏でのさまざまな当事者表現を見た上で、代理者メディアと当事者メディアの表現文化を、公共性を中心に比較・検討し、その補完性を考察する。さらに市民・住民・NPOが創り出す「市民メディア」「市民放送」の表現の弱点をふまえた上で、新たな公共圏のあり方を考えていきたい。

6. 当事者の表現、コミュニケーションの回復

(1) 当事者の表現を考える

日本で広がっている「市民メディア」の番組や作品を紹介・交流・評価する映像祭が、近年各地で催されるようになってきた¹⁾。ここに放送・出品される番組・作品は、市民・住民・NPOなど「素人」の「当事者」や「当事者に親しい人」による映像表現であり、市民・住民のメディア環境がまだまだ混沌とし流動的である中で、新たな映像公共圏に加わろうとする作品である。筆者が審査に関わっているこうした映像祭に応募・参加してくる近年の多くの作品を見ていて、さまざまな傾向に気づく。たとえば、

- ・ビデオカメラの機能が向上し、音声をふくめた映像の技術が安定してきたこと
- ・多くの人たちがビデオ作品を作るようになってきたこと

- ・まちづくり活動やNPO活動にともなう記録や広報機能をもった番組・作品が増えてきたこと
- ・誰が・いつ・どこで・何を・なぜ・どのように、といういわゆる5W1Hなどの伝達やコミュニケーションの基本的な情報を番組に入れ込むことが難しくなっていること
- ・良くも悪くもストレートな情報提供的・説明的でメッセージ性の希薄な番組・作品が増えてきたこと
- ・社会的・政治的なレベルへテーマが及ぶのを避けること
- ・障害者や在日外国人などマイノリティやディアスポラ的状況の人たち²⁾には強い自己表出的な作品が目立つこと

などなどである。これらの傾向の中に、市民・住民・NPOや、社会的マイノリティが置かれている言論・表現の環境，“新しい公共圏”を形成する上での多くのヒントが隠されていると考えられる。

i 地域コミュニティでの作品から

言論・表現の公共圏における「当事者の表現」とは何であり、どういう意味をもつのだろうか。ある事件・事象に関して、その当事者自身が語り、撮影・報道されたものと、マスメディアなど代理表現者が語り撮影・報道したものは、どこが違うのだろうか。

もとよりすべての人間は自分の生きている現実世界に対する当事者であり、その意味では「当事者の表現」は人間の数だけ存在する。マスメディアで働くジャーナリストといえども個人生活の上でも政治的立場からも当事者であることを逃れようがない。しかしここでは、日常生活を営みながら、何らかのきっかけで「当事

者」であることを意識して、マスメディアなど代理表現者にまかせずに自分の環境や問題を、社会的な文脈の中で捉えなおし、表現・報道のプロではないが公共圏で表現してきた人たちの表現物に限定して、つまり、かなり狭い意味での「当事者の表現」を考えてみたい。同一のテーマを扱ったマスメディアによる表現（代理者による表現）との対比がはっきりするからである。

「公共圏での当事者の表現」をイメージするための例を2、3あげてみたい。この小論（中）において、市民メディアの中核である「市民・住民・NPOメディア制作層」は、対抗的公共圏³⁾として〈地域的な意味でのコミュニティ〉と〈在日外国人や障害者など独自の文化をもつ人たちのコミュニティ〉の二つの範疇の当事者を中心に広がっていると述べたが、〈地域的コミュニティ〉で公共圏に参加しはじめた当事者表現の例として、水俣の住民ディレクター・松山ちづ子と、岐阜県徳山村でダムに沈む村人たちの写真を撮ってきた増山たづ子の場合をあげ、〈独自の文化コミュニティ〉の例では「目で聴くテレビ」でのろう学校生徒の作品から考えてみる。

水俣の住民ディレクター・松山ちづ子の場合

「ミナマタ」での当事者表現といえば、両親兄弟を水俣病に奪われた漁師の緒方正人⁴⁾や、今は語り部活動をしている胎児性水俣病患者坂本しのぶなどがすぐに思い浮かぶ。また限りなく当事者に寄り添って表現してきた石牟礼道子や土本典昭ら“同行者”たちもいる。しかしここでは「市民的公共圏」の試行的広がりの中で、ミナマタに無自覚であったごく「普通の市民」が公共圏に参加し始めたという文脈から、

住民ディレクター・松山ちづ子の場合を見る。

1999年熊本の国民体育大会に際して、臨時に熊本県が設置したコミュニティFM放送局「FMみらい」のために、1996年から岸本晃（元熊本県民テレビ・プロデューサー）が中心になって100人あまりの“住民レポーター”“住民ディレクター”を育成した⁵⁾。松山ちづ子はその募集に応じてディレクターになった一人である。水俣市に生まれ育ったことに触れないようにし、ミナマタを避けてきた彼女は、国体での取材で初めてミナマタに向かい合ったという。そのときの体験をこう語る。

「（自分は水俣病から）目をそむけていたのかな。これまで水俣市民は誰も魚の話をしなかった。ちゃんと正面向いていなかったんで、調べて回ると地元のことについて知らないことだらけ。今度の国体ではエコパークの入り口に大漁旗でですよ、選手を歓迎してるんですよ。大漁旗の中を選手がパーッと入ってくるんですね。水俣市民が（私たち自身も）魚を食べてますという何よりのPRになったのではないかなあと、思います。私は本当に感動しました。私は水俣に住んでいながら50年も何していただろう、って。……とくに漁師の方たちとこれから話したいな、と思ってるんですけど。このままでは終わりたくないな。もっとやりたくなった。住んでる者でないと伝えられないことを、伝えたい」（『人、光った。おんな未来国体』熊本朝日放送、1999・12・29放送）。松山は水俣病患者ではないが、栗原彬の言葉で言えば〈水俣病患者〉になったのかもしれない⁶⁾。松山はその後、水俣市での男女参画セミナー紹介を通して家庭内のジェンダー問題をレポートするなど、住民ディレクターとして多くのレポートをつくっていく。

合志町（現・合志市）の住民ディレクター・吉村明子は「カメラで写していると、対象の人たちが町に対してどんなことを欲しているとか、どんなことをしたいとか集められるんですね。それを現実化させる手助けをやっていける立場に自分が変化してきている。住民ディレクター（という立場）から、いろんなもののコーディネータに（役割が）移ってきている、というのが今の私の立場です」と同番組のインタビューに答えている。その後彼女は放送局や電波に頼らない自立した発信所としてのレストランを創ってきた。

さらに山江村の松本佳久、人吉市の山田恵、熊本市の澤啓子、天草市の入部一代ら、多くの個性的な住民ディレクターがこの事業から育ち、その後熊本朝日放送や熊本ケーブルテレビ、衛星放送などのマスメディアにも、また村内でほとんど見る人がいないというインターネット放送などのメディア公共圏にも、表現の場所を広げていった⁷⁾。

こうした住民ディレクターたちは、それぞれの考え方や方法で住民ディレクターになったのであって、同じ目標へ向かって歩んできたわけではない。しかしあえて外見的な共通点を見出せば、住民ディレクターとして身近な対象と向き合い、インタビュー・撮影し、一定の形式をもった番組に編集・放送する活動によって、「視聴者＝受け手」としての興味から抜け出し、そこに暮らし生活する者としての主体的な視点から周囲の人たちを観察し共感して、表現する自己の役割や責任の意識が変化してきたことだ。

全国のNPOなどで地域活動を支えているのは男性より女性が多いことから、熊本の住民ディレクターの大半が女性であることは不思議

ではないし、活発な表現活動の核には過疎化の進展などで壊れてゆく地域に対する危機意識、“まちづくり・むらおこし”の意欲が共通にあることも当然だ。しかし彼女らの表現意欲の源泉はそれだけではない。彼女らはこれまで「メディアによる言論・表現活動」とは縁遠い存在だったことも、共通する点だろう。男性の記者やレポーター、男性中心の報道、行政権力に近い位置からのマスメディアによる地域問題の伝え方に、大なり小なり違和感を感じていたり、違った見方を持っていたことは、筆者と彼女らとの対話からも十分汲み取ることができる。

同時に〈男性対女性〉という括り方・表象によっては、一人一人の感覚を捉えることはできない。むしろ一人一人の表現方法は違うといったほうがいいのかも知れない。当初は予期されなかったことだろうが、一人一人独自の表現を生み出してきたことは住民ディレクター活動の本質なのかもしれない。メディア公共圏で表現を続ける人もそうでない人もいるが、コミュニティを組織するリーダーとなり、発信するという姿勢は共通する。

熊本の住民ディレクターに典型的に起きたような、当事者による独自の表現様式の獲得、「受け手」から意識的な当事者・主体的な表現者への変容、市民的公共圏への参加は、児島和人・宮崎寿子編著『表現する市民たち』（NHK出版、1998）などに多くの事例があるように全国各地の市民メディアの担い手たちにも見ることができる。

徳山村・増山たづ子の場合

増山たづ子は、日本最大の貯水容量を持つダムが建設されている岐阜県徳山村（現・揖斐川町）で、村人たちの写真を7万枚以上撮り続け

てきた。『増山たづ子 徳山村写真全記録』（影書房、1997）、『故郷～私の徳山村写真日記』（じゃこめてい出版、1983）という世間的にいう“作品集”もある。しかし彼女はこの写真集を「作品」とは呼ばないだろう。アート作品として撮ったわけではないからだ。

1917年（大正6年）徳山村に生れ、36年同じ村の増山徳治郎と結婚し、一女一男をもうけるが、夫は1941年に2度目の応召、1945年インパール作戦で行方不明になった。戦後、徳山村で農業のかたわら民宿を営んでいたが、61歳になった1977年徳山ダム建設が現実化し、簡易カメラを手に“猛然と”村の人びと、暮らし、行事、自然を撮りだしたという。「フィルムに入れ方もわからん者が、ビルマのインパール作戦で不明になった夫が帰ってきた時にダムになっていたら説明の仕様もないので、六十一歳ではじめてピッカリコニカを手にして撮りだしました。」と自己を語る⁸⁾。

増山が撮った写真の相手は、みんなそれぞれに笑っている。ちょっと寄った庭先や縁側で、法事や運動会で、野良仕事、餅つきや盆踊り。吊り橋やあぜ道で声をかけられた人たち、嬉しそうな子どもたち、屈託ない年寄り夫婦。犬や猫、そして「友達」と呼ぶ木やひまわりの表情はすべて増山の眼差しにこたえ、生きている。どの人も、どの草花も、村全体がカメラをかまえる増山に信頼をおいて素直に向き合い、画面に増山との親しい関係性が現像・定着されている。

筆者はかつてNHKで報道番組の制作に当たっていたときに、ドキュメンタリー番組制作で徳山村を訪れて以来、公私にわたって何回も彼女から話を聞いた。彼女が薫陶を受けた叔父・川口半平は戦時中も自由主義教育を続けた気骨

の教育者で、戦後岐阜県の教育長を務めたこともある知識人である。水資源開発公団（現・水資源機構）が進めた徳山ダム建設とそれに伴う脅迫まがいの強引な買収や政治工作に、彼女は心を痛め、親しい人たちとも引き裂かれていった。ダム建設は村の内外に深刻な利害対立を引き起こし、利権目的の不在地主も生まれる。多くの家族親族はすさまじい相克を強いられ、多くの裁判が起き、コミュニティははずたずたになってゆく。村の“知的リーダー”の一人であった増山が、その圏外で中立を守って平穩に暮らし続けているはずはなかった。

飛躍するが、筆者の曾祖父は、足尾鉍毒事件をきっかけに故郷である栃木県谷中村が廃村・解体され、親しい者たちが離別させられていったという経験をしている。曾祖父は元・村長であり、格段に重かった責任を負って残った村人たちと北海道サロマへ入植し、辛酸を味わった⁹⁾。さまざまな相手とわたりあわねばならなかった曾祖父の立場も複雑であった。廃村後も抵抗を続けた田中正造たちからは“裏切り者”と呼ばれながら、相反する立場や利害をもつ多くの村民に責任を負わなくてはならなかった。時代も状況も違う二つの廃村の単純な比較はできないが、筆者の追体験から増山の立場が深く理解できる。徳山村でも村人それぞれが増山に対するさまざまな思いを持っていたことを、本人からも示唆された。

しかし一方、村は“土までもやさしく”，黙示的記録を残そうとする彼女のカメラを受け容れ、彼女は村人たちの別離を撮りつづけた。生まれ育った土地から引き剥がされ、先祖の墓を水底に沈め、心ならずも離れ離れにされてゆく親族・隣人たちと見交わす笑顔は、徳山村とまったく関係がない人々の視線をも引きつけてや

まない。この数十年の間に、筆者自身もふくめて無数のジャーナリストが徳山村に入りこみ、無数の記事、ルポ、ドキュメンタリーがマスメディアで流されたが、当事者である増山たづ子が創り出した村人たちとの関係性によってしか撮れなかった映像は、その素朴で批評的な言葉とともに深い印象を残す。

1983年に1615人540戸を数えた村は1987年4月に廃村となり、増山も“ディアスポラ”となることを余儀なくされる。“写真による語り部”を続けながら、惜しくも2006年3月亡くなった。

熊本の住民ディレクターらの活動が、地域における「受け手」から意識的当事者、主体的表現者へのフェミニズム的要素もふくんだ変容だとすれば、増山の表現は、地域開発やコミュニティ破壊に対する静かで痛切な批判だということができる。村人にとって増山の撮影活動は、故郷から引き剥がされる哀しみを対象化してくれ、写真として現像・定着され、公共圏に露出することで、心理的に整理をつけてくれるセラピー的効果があったのかもしれない。代理表現者であるマスメディアのどんなカメラマンも撮れなかった写真を、増山は単なる記録者としてだけでなく、哀しみを理解・共有しつつ離村する当事者として撮り得たのではないか。彼女はまた、マスメディアの仕事とはいえ誠意をもって村人を取材し、メディアの中で自己変革の契機を見出してゆく若いジャーナリストに声をかけ、教育する手間を惜しまなかった。筆者自身、そのように教育された一人である。

ii 対抗的公共圏としての当事者メディア

「目で聴くテレビ」へのニーズ

対抗的公共圏としての「市民メディア」が広

がっている領域として、日本では〈地域コミュニティ〉とともに、〈独自の文化コミュニティ〉があげられる。その一つの例として、主として聴覚障害者を対象にし、聴覚障害をもつ当事者自身が作り、CS（通信衛星）や独立UHF局などで放送しているテレビ放送「目で聴くテレビ」¹⁰⁾（NPO法人・CS障害者放送統一機構）の映像表現について簡単にふれておきたい。

「目で聴くテレビ」の画面には基本的に字幕か手話が（あるいは両方が）付いている。先天性聴覚障害者は手話を求め、中途失聴者や高齢者は字幕を要求する。また、画面全体における人物などのサイズは比較的ゆったりしていて、焦点を定められている対象とその周囲の事物や環境との関係がわかりやすく撮られている。アナウンス・音楽・効果音など音声の補助がないからである。極端に言えば、対談のシーンにおいて対談者のワンショットの“切り返し”や積み重ねよりも、ツーショットを維持するほうが、聴こえない人たちにとっては対話の雰囲気の方が分かりやすい場合が多い。画面切り替えのスピードが速過ぎたり、画面が不安定な手持ちカメラの映像は、聴覚障害者の心理的な不安を招く。これらの簡単な事実は音声を消した状態でテレビを見ればすぐに理解できる。

一般の番組制作者を介さずに、障害者自身が制作を担うことによって可能となるのは、情報内容のニーズに加えて、情報の表現形式に対するニーズの番組への反映である。例えば、「視覚障害者向け解説放送開発に関する調査・研究」のアンケート調査の報告書から、マスメディアに対する視覚障害者のニーズを拾ってみる¹¹⁾。

・健康番組やお料理番組で、「このようにして

ください」や「ここをこうして」などというように、やけに代名詞を使われると、どのような状況になっているのか、さっぱりわかりません。そのような番組には副音声をつけてくださるようお願いします。同様に、CMでドラマを紹介する際、放送日や時間を音声にさせていただきたいです。曲名や宛先などの音声は、なにも全てを副音声に頼るのではなく、キャスターさんの原稿やCM自体に、もう少し言葉を添えるよう、意識していただく事も大切だと思います。それは視覚障害者だけにかかわらず、全ての人に共通する思いやりだと思います。(20歳・学生)

- ・私はNHKの朝の連続ドラマはよく副音声で聴いています。大河ドラマもよく見ているのですが、会話のない部分では何が起きているのか、それがどこなのか分からず、残念なことが多いです。ニュース・報道については、ニュース速報に音声をつけてほしいです。速報なのに、内容が全くわからないのは、とても困ります。テレビの中で、一番情報のバリアを感じる瞬間です。ぜひ音声をつけてほしいと思います。また外国人のインタビューに音声をつけてほしいです。いつも、何を言っているのか、わかりません。そのニュースの結論が、その中に入っていることが多く、結果的にその話題をニュースとして、受け取ることができません。これもぜひ、副音声などで改善してほしいと思います!!視覚障害者にとっても、テレビはとても身近な情報源です。(28歳男性)

実際に、障害当事者の参加がまだまだ限定的である現在でも、多様な担い手によって制作されている「目で聴くテレビ」は、地上波テレビ

の主流をなしている、報道、娯楽、スポーツ、音楽といったジャンル別に約束された映像表現・演出形式とは様々な点で異なる表現形式で構成されている。

こうした表現方法や演出形式の違いだけではなく、手話自体がもつ独特のパフォーマンス性や対話の親和性、時にはアート性などは、画像と音声の組み合わせを前提とする一般のテレビとはまったく違った豊かさをもつのである。

筑波大学附属ろう学校高三学年会の作品

CS 障害者放送統一機構は、2005年度から「聴覚障害者映像フェスティバル in さがの（略称：さがの映像祭）」を京都市のコミュニティ嵯峨野で開いている。聴覚障害者自身が制作し「目で聴くテレビ」で放送された番組や、各地のろう学校や聴覚障害者団体で作ったビデオを持ち寄って交流し、相互理解を深めながら映像制作技術も高めようとするものだ。聴こえなかったり、難聴である人たちにとっては、映像や文字はきわめて大切な情報源であることは言うまでもない。この映像祭の2006年度のグランプリ・聴覚障害者映像大賞を取った『紡げ!絆を』を制作したのは、筑波大学附属ろう学校の高三学年会の生徒たちである。（「目で聴くテレビ」で06年3月29日放送。）

ろう学校の生徒たちは1999年から毎年数回、近くの千葉商科大学付属高校ボランティア委員たちと交流会を重ねてきているのだが、言うまでもなく健聴者の文化とろう者の文化の間には、さまざまなギャップがある。作品は、同じ授業を受けたり直接話し合ったりする中で、それぞれが体験する差別意識、発見や驚きを、互いが感じるもどかしさやすれ違いを、ノンフィクション風のドラマで描いているものだ。

NHK教育テレビをはじめ、マスメディアでもろう者や障害者のニュースや話題は少なくない。しかし筆者自身もそうであったが、一般的に健常者が障害者取材・放送するときに、取材・理解不足から、傷つけたり差別したりすることにならないかと、必要以上にためらいや遠慮が先行する。そのためか「障害を乗り越えてがんばっている」というステレオタイプの賛美・激励・感動的なパターンを作りがちで、マイナスに受け取られる情報はカットしてしまう場合が多い。取材者が主観的に「真面目」であればあるほど、取材される障害者の側にも取材者に対する逆の思いやりが働き、そうしたズレが拡大する場合が少なくない。しかしこの『紡げ！絆を』は、聴覚障害をもつ当事者自身が自分たちの日常の行動や交流活動を描いているため、描写する感覚にズレは少ない。同年代の高校生と同様のおしゃべりや遠慮会釈ない議論、悪ふざけ、いたずら、けんかも描かれる。

「さかの映像大賞」を取ったドラマ『狐の音』も、難聴者青年が補聴器に抱く違和感や、補聴器に象徴される「健常者（聴者）文化」に同化してゆく生活習慣や姿勢を鋭く問うた作品である。手話という豊かな文化があるにもかかわらず、聴者の文化や価値観に合わせて生きる“狐の仮面”を被ったような生き方を、批判的に乗り越えていく青年の物語だ。補聴器や手話・字幕の評価に関しては、先天性ろう者と中途失聴者、難聴者では状況が異なるので作品自体の一律の評価は難しいが、表現のリアリティで言えば、マスメディアなど代理者によってはとうてい描けない率直な表現だ。「目で聴くテレビ」の放送全体に、そうした当事者自身の自由で潑刺とした気分が漲っていると見える。

この「目で聴くテレビ」独自の表現形式は、マスメディアの不備を補完するに止まらない〈独自の文化コミュニティ〉の対抗的な特性を形成するものだ。こうした感覚や技術は、聴覚障害をもつ当事者によってこそ、よりリアルで豊かに表現されるのであって、たとえ全ての地上波放送番組に字幕・手話を付けたとしても、「目で聴くテレビ」が障害当事者による独自の表現形式を用いた情報発信によって、独自のコミュニケーション空間＝公共圏を形成するメディアになるなら、その存在は聴覚障害者にとって不可欠な意義をもつ。そればかりではなく、多数の視聴者に照準を合わせたマスメディアのステレオタイプな表現形式を逆照射するメディアであろう¹²⁾。

メジャーの平均的文化に対する独自の文化の豊かさは、阪神淡路大震災をきっかけにはじまった神戸市長田区のコミュニティ放送局「FMわいわい」や、故・萱野茂が北海道・二風谷（にぶたに）ではじめたアイヌ文化を主体とするミニFMラジオ放送「FMピバウシ」、あるいはカナダや台湾では制度的に保障され、広範に実現している先住民をはじめとする少数文化のための“多文化放送”についても共通に存在する¹³⁾。

障害者や在日外国人など〈独自の文化コミュニティ〉の当事者が作る番組においては、こうした表現様式・方法・技術と表現主体の関係は、有機的で不可分であることがはっきり確認できるが、多かれ少なかれ対抗的公共圏として制作・運営されている多くの「市民メディア」「市民放送」に共通していえることでもある。

(2)代理者メディアと当事者メディアの表現文化

ここで言う当事者とは、ニュース報道などの

取材対象であるとともに報道サービスを受ける生活当事者、事件当事者などをさす。とりわけ発信の手段や思想・方法をもたず、代理者による発信を前提にしているマイノリティを意識している。代理者とは、当事者に代わって言論・表現活動に従事する職業的なジャーナリストや表現者、評論者・研究者などをさすこととする。「当事者」用語で付言しておく、メディアに従事するジャーナリストも一市民としては生活当事者であることはもちろん、すべての社会的な事象の当事者である。それだけでなく、「客観的第三者・代理者」という外装やポジションで取材・報道にあたり、一定の価値観で編集された情報を社会に流すという政治経済的立場性、文化的立場性において、十分な当事者である。ジャーナリズムが頻繁に使用する「客観的立場」「客観報道」という言葉の実態や一般的規範が、無前提に成立しないことは既に論証されているものとする¹⁴⁾。(もとより「客観報道という一般的規範が存在しないこと」と、代理者であれ当事者であれ報道倫理として「多様な事実を公平・正確に追求すべきこと」は別の次元の問題である。)

i 放送における公共性の矮小化

市民不在のNHK改革論議

たまたまこの小論記述と並行して、04年度から多額の受信料の不正使用問題や政治家の介入問題などに端を発する受信料不払いの激増と「公共放送」NHKの経営危機、いわゆる「NHK問題」が社会的論議を呼んだ。市民レベルではさまざまな抗議集会やシンポジウムが開かれ、NHKへの申し入れも重ねられてきた¹⁵⁾。NHKも05年6月、イギリスBBCをモデルとした「NHKの“約束”」とその評価委員会を設置。

9月には、番組の充実、業務改革、受信料の公平負担を中心とした「新生プラン」も発表した。一方、自民党や政府内外で、公共放送の役割、NHKの保有電波の妥当性、受信料の公平負担や徴収方法、国際発信のありかた、経営管理や経営委員会のありかたなどに関して06年6月にさまざまな提言が出され、同年9月竹中総務相が受信料義務化を含む放送法改訂方針を示した¹⁶⁾。

しかし、公共放送をめぐるこの間の各種の公的な議題の中には、政治介入問題に発する視聴者・市民の疑惑に関しては、民主党の提言以外では一言もない。「デジタル化時代のNHK懇談会」を除いては¹⁷⁾放送公共圏の主体である視聴者・市民の代表は誰も存在しないし、視聴者・市民の〈参加〉のテーマも皆無である。視聴者・市民の「受信料不払い」という異議申立てによって“危機”が顕在化したにもかかわらず、放送・通信政策の決定に関わる政府・与党・産業界の認識には、主権者たる視聴者・市民は相変わらず存在しない。

「公共放送NHK」自身の問題意識

当のNHK経営自身の意識はどうか。「新生プラン」には、番組の充実、業務改革、受信料の公平負担に関しては基本的な姿勢を展開しているし、公開されている「デジタル化時代のNHK懇談会」議事録でも、“真剣まっすぐ”という主観的な決意は表明されている。強調している番組の充実・業務改革・受信料の公平負担計画は、「公共放送と受信料を視聴者・市民から委託された事業体」であるという自覚や、「視聴者・市民に代わって企画・取材・報道放送する代理者」としての役割、いわば従来からのNHK路線を改めて確認・誓約しているもの

である。NHKの状況認識やそれに関する自己意識の表明といていい。そこでは、冷戦終結後に展開されてきた覇権戦略や文化の衝突の問題、新自由主義やグローバリズムによって破壊されてきた共同性の問題、新しい公共性や共同社会をめざして苦闘している市民・住民・NPOらの姿などへの認識はまったく見られない。NHKの情報公開や視聴者・市民の放送参加が展望されているわけでもない。

NHKの“社内報”である『ネットワークNHK』2006年2・3月号の橋本元一会長インタビューの形をとった「NHKの新生とデジタル時代の公共性の追及」では、よりホンネに近い意識が語られている。「風通しのよい組織づくりをめざしてどのようなことを実現したいか」という質問に、橋本会長は「できるだけ“縦割り”をやめ」「放送、営業、技術、管理などもっと有機的につながらないといけない」と力説し、また「受信料の公平負担」への対処に関して「見過ごせないと感じるのは“なぜ不払いをそのまま放置するのか”という不公平感」で、「民事手続きによる支払督促」が必要だと述べている。

ここで橋本会長は、組織の運営についてそれなりに合理的な目標を述べている。しかし語りかけている対象が職員であることを差し引いたとしても、公共性をめぐる状況の認識と改革の範囲は、きわめて偏ったものである。たとえば「公平」という言葉が市民社会で使われる公平ではなく、「受信料の公平負担」にのみ矮小化されて語られている。ほとんど意思表示の回路をもたない一般の視聴者・市民の「不公平感」は受信料にのみ向けられているのではない。視聴者・市民の“受信料支払いの不公平感”の本質は、所得や税金のあり方をふくめて“なぜ社

会階層間、民族間、性別・年齢間の不公平、格差の拡大を番組やニュースがもっと取り上げないのか”“なぜ戦争や生活不安を正面から論じないのか”というものであろう。“縦割り”を語るなら“NHK内部の縦割り”実態の克服より先に、NHKをふくむ各種権力による“縦割り”支配の改革、メジャーメディアに表象されるものと排除されてきたものとの“縦割り”の解消がまず意識され、職員にむけて改革的に語りかけられるべきだろう。「督促」とは、この間の“政治介入”の慣習や偏った放送、受信料を不正・独占使用し続ける“公共放送”の構造に対する徹底的な調査を求める視聴者・市民の感覚であることを自覚し、新しい公共放送のあり方こそが“督促”されなくてはならない。長い間に存続自体が自己目的化し、組織硬直化してしまった現在の主流メディア（特にテレビ）は、基本的に当事者を代理して伝達・表現する者として存在することによって、それにもかかわらず代理する者としての自覚が摩滅していることによって、当事者たる市民・住民を二重に排除している。

マスメディアにおける公共性の喪失

さらに情報・報道内容について基本的にいえば、マスメディア（代理表現メディア）における公共性の喪失は多岐にわたる。第一にメディアの社会的な責任としてのジャーナリズム性の変質や喪失、特に新自由主義やグローバリズムがほぼ世界を覆いつくし、アメリカへの軍事力・権力が集中する中で、国際的報道の偏りは顕著である。第二に市民・当事者不在による文化性・多様性の喪失である。社会的マイノリティや潜在的情報源からの意見や発信が次第に希薄になり、多様性のある情報の自由な往来とい

うメディアの基本的な公共性が急速に崩れつつある。第三の問題は市民・当事者を排除したことによるフォーラム機能とコミュニケーション機能の喪失であり、社会システム全体の中でメディアが担ってきた合意形成、表現・交流の公圏の機能が崩壊しかかっていることである。誰にも開放された自由闊達な言論・表現の広場、異文化や他者との交流がなされるフォーラムは共同社会成立の要であり、これが失われれば社会を構成する多様な人々が相互理解したり、意思決定に参加できなくなったりする。（もとよりマスメディア内部では、さまざまな抵抗や創意が少なからず存在するが、それは別の主題である。）

ii マスメディアと市民メディアにおける表現の補完性

伝達的表現の領域

ここで、いわゆる「代理者であるマスメディア」と「当事者である市民メディア」のそれぞれの現状の機能・役割と、潜在的な機能・役割を表現分野別に検討し、その相互関係性、補完性を考えてみる。

意識的な表現行為を、仮に〈伝達的表現〉、〈コミュニケーション的表現〉、〈表出的表現〉、の3つの領域に分けてみる。（もちろん、〈慣習的・伝統的表現〉とでもいうべき日常化・様式化された表現領域が圧倒的に多いのは当然だがここでは検討から省く。）

ここで伝達的表現とは、ジャーナリズムや各種社会情報の伝達という目的のために行われる表現を指し、コミュニケーション的表現は娯楽もふくめて相互理解と関係構築や合意形成のために行われる表現、表出的表現は個人的な感情や欲求を直接表す表現としておく。これら3つ

の領域は幾重にも有機的に連関している。現状においてマスメディアと市民メディアを対比させた場合、双方のメディアは〈伝達的表現〉、〈コミュニケーション的表現〉、〈表出的表現〉それぞれの機能・役割に顕著な特徴があることに気づく。

〈伝達的表現〉領域において、マスメディアはその特性を最大限に発揮し、圧倒的に優位に立っているかにみえる。大きな空間的・社会的規模の効率的なメッセージ伝達という免許条件を満たすべき施設・設備・伝送／配信網を整備し、取材・加工・編集・露出のすべての段階において、オーディエンスの最大公約数の需要に応えられる商品としてメッセージを送出するよう設計されている。

例として「ニュース」を想定し、内容の「事実性／正確さ」、「多様性／公平性」、「市場性／経済性」の角度から両者を簡単に比較してみる。まず第一に報じられたニュースの「事実性／正確さ」に関してはどうか。マスメディアにおいては取材・表現の専門的トレーニングを受けた記者・レポーターが、いわゆる5W1Hをふまえて事象を取材・報道する。通常、素材を受け取る拠点には編集者がいて、事実の不十分さや間違いをチェックする。これには充分トレーニングされた現場取材者と編集者（ゲートキーパー）が必要である。

これに対し市民メディアでは、取材・表現する市民記者・市民レポーターの人数や予算、機材も不十分であり、レポーターを教育・研修する余裕も少ない。情報の事実に関してあいまいな表現も少なくない。ケーブルテレビやコミュニティFMでの市民番組で、ニュースや報道番組を作るという発想も、体制もほとんどないのが実際だ¹⁸⁾。しかし市民メディアでは、生活当

事者が制作にたずさわることで、マスメディアが伝えない、事象の当事者しか知りえない事実を捉えている場合も多い。職業的な取材者が気づかなくても、当事者ならではの視点や感覚によって事象の本質を見ぬき、真実を指摘することは、投書欄などに見られるように日常的に経験することだ。

第二に「多様性／公平性」についてはどうか。マスメディアの取材・報道では、一般的に事件・事故の規模に応じて、当事者以外にも関係者や識者の意見、“町の声”などを取材するのが基本である。放送法第3条の準則にも「意見が対立している問題についてはできるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」と規定されており、放送局はそれなりに多角的な取材・論点を取り上げている。しかし、イラク戦争報道などで数多くの指摘があるように、個々の情報内容が形式的整合性を有していたとしても、ニュースの選択・編成（議題設定）において、日米政府や大企業、電波監理当局などへの“配慮”が優先したり、経営者・上級編集者自身の価値判断・政治的判断が優先している場合には、全体として必ずしも多様性／公平性が保たれていない場合も多々ある¹⁹⁾。

一方、市民メディアの情報に関する多様性／公平性は、マスメディアのような形式的整合性を有していない場合も少なくない。当事者による発信やそれに準じる場合には、形式的整合性が必要かどうかさえ、問題にはされないかもしれない。特に公益的立場をとらず、共益的立場をとる市民メディアや機関紙・誌は、その性格から情報が対抗的・一面的になる場合も多い。情報や言説の内容に偏りがあっても、社会システム全体としては、マスメディアに欠落した情報や対抗的な言説を提供するメディアとしては

有効であろう。まして公益的立場をとる市民メディアは、特に社会全体にとって有益な情報をもたらす。たとえば「ビデオニュース・ドットコム」「アジアプレス」「JANJAN」「日刊ベリタ」「オーマイニュース（日本版）」などいくつかの独立ジャーナリズムでは、既存のマスメディアとは異なった価値観、ニュース評価で編集されている。こうした独立ジャーナリストからの情報がなかったら、2001年のアフガン戦争から現在のイラク戦争へかけての基本情報さえ、私たちは手にしていないだろう。

ニュースや事実関係に関する情報伝達に関しては、一定の規範が必要である。しかしその規範さえも、取材者・編集者の政治的・文化的価値観を免れないのは自明のことだ。世界的に見れば、本論（上）で述べたようにカナダの先住民放送局や、ヨーロッパ各国の市民放送局、アメリカのパブリックアクセス・チャンネルなどは、マスメディアとはまったく違うニュース価値判断によって編集・放送されており、情報やニュースの多様性／公平性に関してマスメディアは必ずしも優位にあるわけではない。

第三に「市場性／経済性」についてはどうか。各国の公共放送が市場以外のさまざまな財源で支えられている通り、市民的公共メディア事業が市場だけで成り立つかどうかは議論の余地があるが、経済性は継続的に事業をつづける上で不可避の課題である。言うまでもなくマスメディアには市場でパイを獲得する番組制作技術・ノウハウなどが膨大に蓄積され、市場調査が繰り返されている。売れそうな情報が取材・伝送・開発され、映像領域の処理・加工技術や、アナウンスをふくむ音声領域や、コメント・字幕化されるさまざまな技術や知識が、日夜職業的に訓練され系統化されている。商品と

しての番組では、一般的に短いカット、ツボを押さえた編集や語り口、早いテンポ、扇情的な効果音や音楽などが使われ、近年ニュースでも多用される。こうした手法や様式は、市場を規定する時代や状況に応じて少しずつ変化していく。マスメディアの経営では市場のニーズに応えるだけでなく、市場を創りだし、刺激性を先取りしてゆくことも欠かせない。

これに対し非営利の市民メディアでは、一般的にそれぞれの番組は個性的な表現、自由な形式でつくられている。スポンサーを探し営業に出かける余裕や、スポンサーがつくような市場性／経済性のある番組を連続して制作することは極めてむずかしい。市民メディアといっても、ジャーナリズム性や教育・文化性の強い「公益的メディア」と、娯楽性・相互便益性の強い「共益的メディア」とでは役割が違う。コミュニティの広報を担うようなものや、在日外国人や障害者むけのニュース・情報、あるいはNPO法に規定される17の分野にとって不可欠のニュースや教育番組などを発信する公益的なメディアに対しては、役割に応じた社会的／経済的評価とそれに伴う支援が必要だ。アメリカ、カナダ、ドイツ、韓国など世界のほとんどの市民メディアは公益性にみあった財政支援を受けている。

このように〈伝達的表現〉における「マスメディア」と「市民メディア」のそれぞれの機能・役割を簡単に比較・検討してみると、その相互関係性・補完性は、マスメディア自体が認識しているよりもずっと深いものである。コミュニケーション・システムから基本的に排除されてきた市民・住民・NPOや市民メディア側はそれを強く意識しており、マスメディア側に認識はほとんどない。

失われている当事者の公共圏

これとは対照的に、個人や集団間の〈コミュニケーション的表現〉や、アート表現などに典型的な〈表出的表現〉においては、表現者の個性や独自性によって情報・番組・作品それぞれの価値観や表現形式・様式が異なり、マスメディアはいわゆるスケールメリットを発揮しにくい。規模が小さく、感覚性・属人性・専門性などの特性を表現しやすい市民メディアのほうが、そうした表現のニーズにこたえやすい。実際、オーディエンスの数や放送範囲が限定された各地の市民放送においては、コミュニケーション的番組、表出系／アート系番組が相当の割合をしめている²⁰。特にパブリック・アクセスにおいては一つの番組の中に、伝達的表現とコミュニケーション的表現と表出的表現が重なりあっている場合も多い。たとえばニューヨークのパブリック・アクセス番組で、カリブのコミュニティの人たちが同じ番組の中で政治問題を議論していたかと思うと、休憩して踊ったり料理を作ったりする。またカナダの日系人向けの番組では、一本の番組にニュースもあれば娯楽情報も文化的なインタビューも混在している。コミュニティの番組ではそうした“総合編集”や各種情報の混在はごく一般的で、コミュニケーション的／表出的番組に伝達的情報やジャーナリスティックな情報もふくまれている場合が多い。

以上を〈当事者（性）／代理者（性）〉と〈表現主体と対象が少数／多数〉という座標軸で単純に図式化すると、図1のように捉えることができる。社会の主体であるとされる市民・住民などの当事者は、基本的に多数に対して伝える手段から排除されており、多数を対象とした自らのメディアを持つか、マスメディアにアクセ

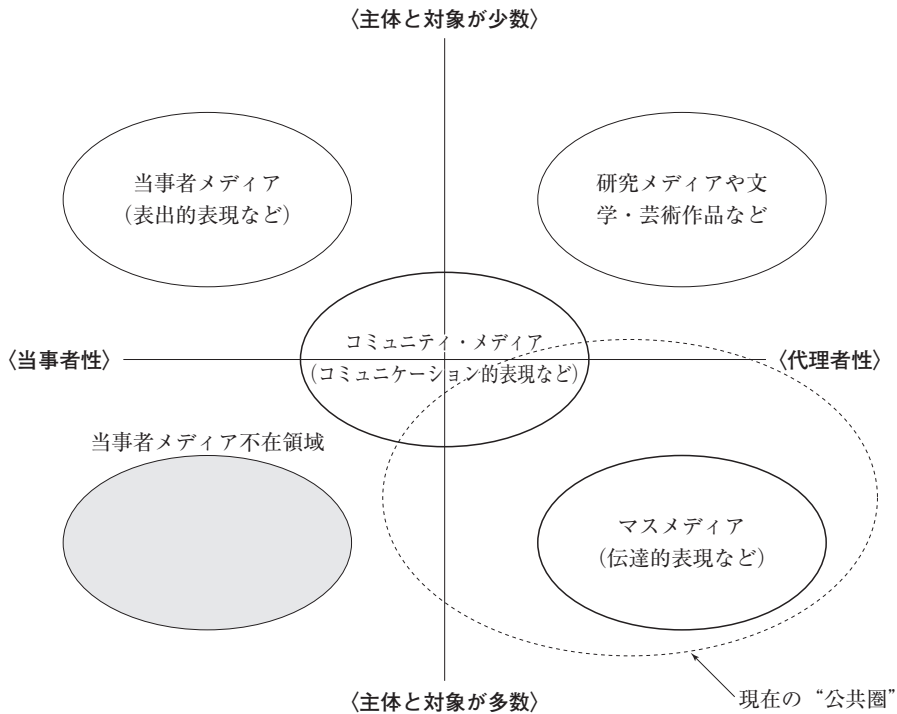


図1 公共圏における当事者性／代理者性と表現領域例

スする以外に社会的に発言・表現することができない。現在〈言論・表現の公共圏〉とされているものは、「不特定多数に対する代理者による表現」「市場を前提とした表現」に偏っていることが明らかだ。これは必ずしも公平で開かれた公共圏とはいえない。近年、基本的な人権の一つである“ビラ配布”に対する、きわめて政治的な検挙が相次いでいることも公共圏に対する恣意的な操作であり²¹⁾、ビラやデモなどでの発信においても、市民・住民などは公共圏から排除されてきている。〈多数〉と〈代理者〉に象徴される政治・経済・文化を容易に動かせる人たちの“公共圏”は、どこかで多数者・代理者のひそかな“親密圏”にすりかえられているのではないだろうか。

(3) コミュニケーションと関係の回復

これまで「市民メディア」、特に「市民放送」という思想と制度について、主としてマスメディアを中心とする言論・表現の公共圏への〈アクセス〉や〈参加〉という視点から、言い換えれば社会的コミュニケーションの公正な手続き、あるいはハーバーマスが唱導した合意形成のための公共圏のありかた、民主主義形成の基礎的問題として概観してきた。「情報や決定の公開性／透明性」、「相互理解／異文化共生」、「自己決定／自治」が民主主義や市民社会形成にとって必須の条件であるとすれば、公正なコミュニケーションを構成する「市民メディア」「市民放送」「アクセス権」などは、蛇行しながらも社会システム全体の中で次第に不可欠になってゆくだろう²²⁾。

それは同時に、言論・表現の公共圏に主体的

に参加しはじめ、「市民メディア」や「当事者の表現」を創出してゆこうとしている人たちにとって、「新たな公共圏での当事者の表現」と「親密圏での表現」はどう違うのだろうか、また多数者・代理者の「ひそかな親密圏」とはどう違うのだろうか、という問題を浮上させる。

近年めだって増えてきた市民・住民・NPOが主体になった映像番組や記録活動、各種の映像祭の作品をみると、制作数が増え、映像技術の進化で映像が美しくなっているが、少なくない作品に以下のような傾向が見られると冒頭で述べた。

- ・誰が・いつ・どこで・何を・なぜ・どのように、といういわゆる5W1Hなどの伝達やコミュニケーションの基本的な情報が番組に入っていないこと
- ・良くも悪くもストレートな情報を提供するような説明的でメッセージ性の希薄な番組・作品が増えてきたこと

それらの傾向や具体的な事例は千差万別で一概には評論できないが、番組が公共圏での他者を意識して制作・放送されるのではなく、あたかも親密圏の仲間だけで鑑賞されるかのような、緊張感のない表現にも思えるものが少なくない²³⁾。

たとえば、まちづくりのイベントを取り上げた番組で「参加している子どもたちの目が輝いていた」「美しい音色が響きわたった」「Aさんの熱意が町を動かした」といったコメントがしばしばある。しかし「輝いている目」の映像、「美しい音色」の録音、「Aさんのインタビュー」などが入っていない。取材対象の人の固有・直接の肉声、身体の動きの映像・録音がない。現場で起こった生々しい現実を直に記録せずに、制作者が予め計算した企画・構成や、一

方的に自分のコメントで作る番組がとても多い。テーマを担う具体的な中心人物の日常、それに関わる人たちの具体的なディテール、当然あったはずの葛藤や矛盾、失敗が描かれず、時間的経過や現在の状況を平板に説明するパンフレットのような表現などである。そこでは固有の体や顔をもち、喜怒哀楽に満ちた〈人〉が登場しない。Aさんの代わりにBさんがいても変わらない代理者的な映像が多くなっているのだ。審査員たちはしばしば「放送局の番組に似てきたね」と評する。誰が取材に来て誰を撮っても変わらない、代理者によるパターン化した表現という意味だ。

メジャー放送局の番組の“おもしろさ”は、内容的には最低限の視聴率をあげるためにすでに多数が知っている話題やビッグスター、珍しい話題、新しさや発見、スキヤンダルや俗情性などによりかかってしまう習慣で支えられ、技術的には刺激的な撮り方やカメラ位置、カットが多く速い編集などの、技法・演出にもよって支えられている。こうした予定調和的なおもしろさに依存して多くの番組が作られ、ケーブル局や地方局までもが、キー局の文法を模倣して視聴率にふりまわされる。またNHK的といわれる“中立的”“無色透明”“衛生無害”な作り方に流れたりもする。

またメジャー放送局では、一般的に政治家や圧力団体からクレームが付かないよう、政治的・文化的に既成の枠組みや概念を逸脱しない範囲でのニュース・番組を続けてきた。こうした自己規制の習慣が商業放送やNHKの映像表現の幅を著しく狭めてきたともいえるが、市民・住民・NPOの表現が、やはり社会的／政治的な次元へテーマが及ぶのを避け、無難な映像を作る傾向を否定しがたいのである。

市民・住民・NPOの一部がコミュニティFMやケーブルテレビなどの一定の公共圏に参加しはじめるとき、いつのまにかマスメディアが行なってきた安易な企画・制作のやり方、「多数者・代理者のひそかな親密圏」番組に近くなってはいないだろうか。それは市民・住民・NPOの責任もあろうが、コミュニティFMやケーブルテレビなど事業者側の“指導”の影響も大きいことだろう。市民・住民・NPOが「公共圏への通行証」を得る際に、「当事者の表現」がイコール「ひそかな親密圏の表現」「他者を排除する表現」であっては、現在の「社会の多数者・代理者」による“公共圏”と変わらなくなってしまっただろう。

逆に、多数とはいえないが、たとえマスメディアで働く「代理表現者」であっても、取材で状況や事象の核心に迫る中で、またその状況や事象を担う人物・主体と交流を深める中で、対象との関係を深化・変容させ、自己変革を体験しながら、深い固有の表現や優れたドキュメンタリーを制作することは往々にして存在する。民放の深夜枠でも（往々にスポンサーなしで）制作されるドキュメンタリー番組が、かけがえのない「存在の現れの空間」²⁴⁾になる場合もときおり見られる。

もとより「存在の現れ」を遮ろうとする力が働くかぎり、そうした力とのたたかいなしに、自然に〈存在〉が現れるはずもない。ドキュメンタリーは創り出されたものである。ここで詳しく述べる余裕はなくなったが、取材される「対象の存在が現れる」ことと、取材する「主体の存在が現れる」は同じ関係の産物であり、銅貨の裏表である。例えば小川伸介とともに三里塚や山形で農民と暮らしながら『日本解放戦線 三里塚の夏』（小川プロ、1968）『ニッポン国

古屋敷村』（同、1982）などを撮ってきたカメラマン・田村正毅は、ドキュメンタリーをこう考えている。「（三里塚という現実をはさんで、撮る）対象の側とこちら側とのいろいろな働きかけ」がある。「そういう作業が（仕事の）大部分なんです。結局両方で作ってゆくんだと思います。両方で働きかけて出てくるものが真実だと思う」²⁵⁾。コミュニケーションと関係性の創造・恢復ぬきに、固有の表現は生まれてはこない。マスメディアや職業的表現者として働く「代理表現者」はそのことを教育されたり体験的に習得していく機会があるが、市民メディアの表現者たちは、それさえ自らの試行錯誤と費用によって覚えていくほかない。長きにわたって公共圏から排除され、当事者としての表現を失ってきた生活当事者は、さまざまな“弱さ”を抱えながら、やっと小さな公共圏に登場しかけているところである。

公共圏を相互理解と共生のフォーラムに再生させるために、自己表現を失ってきた生活当事者にいま求められているのは、まず第一に自らの認識する力、商品化されてきた感性を取り返すことであり、第二に自分を表現する言葉と方法を、第三に表現の媒体・資源などの手段を取り戻すこと、第四に自分と周囲の人たちの関係性、関係性の総体としてのコミュニティや社会性を恢復することであろう。表現を失ってきた者たちは、失われた表現とコミュニケーションの恢復を求めて、既存のメディア公共圏へのアクセス権を要求しつつ、自らの公共圏を創りあげてゆくのである。現代的な意味での「言論・表現の自由」恢復の新たなたたかいといえるだろう。

注

- 1) 筆者が審査に関わっているものだけでも以下がある。
「なごや・まちコミ映像祭」(名古屋, 01~)
<http://www.vns.npo-jp.net/tv/video-library.htm>
「聴覚障害者映像フェスティバル in さがの」(京都, 04~)
<http://www.medekiku.jp/event/20060204.html>
「碧海・西尾幡豆市民映像祭」(愛知, 05~)
<http://ch-daichi.jp/v-fes/touhyou.html>
- 2) ディアスポラ (diaspora) は、元はギリシャ語で「離散」を意味し、特に離散して暮らすユダヤ人をさし、それ以外でも政治上の理由などから亡命したり難民となって母国を離れて暮らす人々やそのコミュニティをいう。日本でも在日朝鮮人や在日ブラジル人、あるいは“公害”や開発に追われるなど「出自の共同体から追いたてられ、離散を余儀なくされた人たち」(徐京植『ディアスポラ紀行 追放された者のまなざし』岩波新書2005年)は多い。
- 3) 「対抗的公共圏」はきびしい植民地支配、独裁政権や軍事占領などの下で、民衆の抵抗運動の一環として形成される言論・表現の公共圏を指す場合が典型的であり、現在も多くの途上国ではそうした状況下にあることから、“先進国”である日本の市民・住民の表現活動にあてはめることに異論があるかもしれない。しかし日本の現在でも、「ポストコロニアリズム」的状況下で公共圏から排除されてきた人たちの言論・表現活動の領域を、とりあえず今日的な「対抗的公共圏」と呼んでおく。
- 4) 緒方正人『チッソは私であった』葦書房, 2001, 『常世の舟を漕ぎて 水俣病私史』世織書房, 1996など。
- 5) 津田正夫『メディア・アクセスとNPO』リベラ出版 PP82~88。
- 6) 栗原彬『「存在の現れ」の政治 水俣病という思想』以文社, 2005, 参照。
- 7) 岸本晃「行動するディレクター、その源流と未来」津田正夫・平塚千尋編『新版 パブリック・アクセスを学ぶ人のために』世界思想社, 2006年, PP217~235。
- 8) 増山たづ子『増山たづ子 徳山村写真全記録』影書房, 1997年, 奥付。
- 9) 谷中村と茂呂近助を語る会編『谷中村村長茂呂近助—末裔たちの足尾鉍毒事件』随想舎, 2002。荒畑寒村『谷中村滅亡史』新泉社, 1970。城山三郎『辛酸』中央公論社, 1962その他。
- 10) 梅田ひろ子『「目で聴くテレビ」がめざす放送バリアフリー』津田・平塚前掲書, P200~216。
- 11) (福)日本盲人会連合『視覚障害者向け解説(副音声)放送開発に関する調査・研究事業—みんなに優しいユニバーサルな番組づくり—平成16年度報告書』2005, 郵政省『視聴覚障害者向け専門放送システムに関する調査研究会報告書』1996, に視聴覚障害者の視聴実態や要望が詳しい。
- 12) 津田正夫・加藤一志「放送における聴覚障害者の情報環境~独立メディア「目で聴くテレビ」を中心に~」(『立命館産業社会論集』第39巻3号, 2004) 参照。
- 13) 日比野純一「多文化・民族社会を拓くコミュニティ放送局「FM わいわい」」津田・平塚編前掲書, P184~199。
FM ピ パ ウ シ <http://www.aa.alpha-net.ne.jp/skayano/menu.html>
- 14) 客観報道やその評価に関しては、『新聞研究』での1986~87年の一連の論争記事や、同誌・玉木明「客観報道の変遷史」連載、鶴木真「客観報道」(成文堂, 1999)、中正樹『客観報道』(神泉社, 2006)らが論点を整理している。
- 15) 「NHK 受信料支払い停止運動の会」, 「放送を語る会」, 「メディアの危機を訴える市民ネットワーク」, 「放送の公共性のいまを考える全国連絡協議会」のようなセンター的な会のほか、各地に市民グループが組織されてきた。さらに06年6月15日, 柏村武昭議員が参議院総務委員会 で, NHK に対して国旗・国歌の放映を執拗に求めるとともに東京都教育委員会と教育現場の対立を描いた『クローズアップ現代 国旗・国歌・卒業式で何が起きているのか』(05年3月28日放送) を取り上げて論難を繰り返したことに対しても, 教育関係者, メディア研究者など

- から抗議が広がった。
- 16) NHKと公共放送の諸課題をめぐっては05年から、政府の「規制改革・民間開放推進会議」（宮内義彦議長）、竹中総務大臣の私的諮問機関「通信・放送の在り方に関する懇談会」（松原聡座長）、自民党の「通信・放送産業高度化小委員会」（片山虎之助委員長）、NHKの「デジタル化時代のNHK懇談会」（辻井重男座長）、民主党などがそれぞれ議論し、推進会議と竹中懇談会は06年6月末、NHKの電波削減などの統一報告書を発表。民主党は電波・放送行政を独立行政委員会にすべきだと報告。
- 17) デジタル化時代のNHK懇談会は同6月19日、「多彩なチャンネル実現」や「自主自律を守るための放送法改正」などを内容とする報告書を提出。
- 18) しかしケーブルテレビの中にも報道部を持ちニュースを毎日放送している「中海テレビ放送」（鳥取県米子市）のようなケースも出てきている。ニュース専門チャンネル『コムコムスタジオ 中海テレビニュース』（18:00~18:30）は、地域ジャーナリズムとして中海の環境問題や地場産業の問題などで中核的なオピニオン・リーダーとなっている。
- 19) NHK『ETV2001 問われる戦時性暴力』における“政治家介入／自己検閲”問題は、一つの象徴であるが、松田浩『NHK 問われる公共放送』（岩波新書、2005）、小田桐誠・伊藤洋子「びっくり仰天！負の歴史 メディアへの政治介入」『GALAC2005・7月号』（～06年6月現在連載中。放送批評懇談会）などに近年の政治による放送介入例が詳しい。
- 20) 田原玲子「個性豊かな市民制作番組」津田正夫・平塚千尋編『パブリック・アクセス 市民が作るメディア』（リベルタ出版、1998）PP.21～49。市民とメディア調査団『報告書 ヨーロッパの市民とメディア』（2002）など。
- 21) 03年12月、東京・葛飾区のマンションで共産党のピラを配布していた男性の逮捕、04年2月立川防衛庁官舎でのイラク反戦ピラ配りの逮捕など、言論・表現の公共圏が急速に狭められてきている。
- 22) 「市民メディア」諸団体は、2004年2月名古屋で初めて共同の全国交流集会をもった。（小田桐誠「市民メディア」が街を元気に！～市民メディア全国交流集会2004～』『放送レポート』187、04年3月、メディア総合研究所。新・調査情報編集部「誰でも発信・どこでも放送局で街づくり」『新・調査情報』46、04年3月、東京放送編成局。執行文子「デジタル時代における視聴者参加番組の可能性」『放送研究と調査』04年4月号、NHK放送文化研究所。岩本太郎「熱かった!!市民メディア全国交流集会」『GALAC』04年5月号、放送批評懇談会。）その後06年9月横浜での第4回集会で全国協議会となった。
- 23) しかし斎藤純一は、ハーバーマスの批判的なハンナ・アーレントの親密圏概念（『人間の条件』）を積極的に評価しつつ、なお「親密圏の対話は本当に政治と無縁だろうか、それが政治的な権力を生み出すことはないだろうか、と反問することもでき」、親密圏をもっと両義的な位置において見る必要がある」と述べている。斎藤純一『公共性』岩波書店、2000、PP.89～100。
- 24) 斎藤・前掲書 PP.37～52。
- 25) 是枝裕和「ドキュメンタリーの定義 Vol. 4」『NONFIX』フジテレビ、1995年9月11日放送。

Present Situation of Public Access (3)

TSUDA Masao *

Abstract: As Japan has no comprehensive communication policy, government, media giants and big business involved in IT innovation have monopolized the resources of communications and broadcasting. At the same time, the new globalism seems to have severe impact on community and the cultural sphere. In this environment, the people's right of access to the media and the reconstruction of the public forum are important issues. This paper examines how the people gained the right of access to broadcast media, and examines the present state of public access. First, it traces some historical developments in public access; second, considers the example of Canadian multicultural institutions; third, reviews recent studies of public access; fourth, considers various issues related to public access in Japan; and finally looks at the future of self-representation by the people.

Keywords: public access channel, right of access to media, media studies, civic media, policy of communication, public sphere, personal expression

* Professor, Faculty of Social Sciences, Ritsumeikan University